

実績評価書

(厚生労働省3(Ⅱ－2－1))

施策目標名	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること(施策目標Ⅱ－2－1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標2:安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること	
施策の概要	○ 水道施設の老朽化の進行、耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、人口減少に伴う料金収入の減少による計画的な更新のための備えの不足、水道事業等を担う人材不足など、水道を取り巻く環境の変化に対応すべく、平成25年3月に新水道ビジョンを策定し、「安全」「強靱」「持続」を目指す方向性と位置付け、各種施策の推進を図っている。	
	【1. 安全な水道の確保】 ○ 安全で良質な水道水の確保を図るため、最新の科学的知見や浄水における検出状況を踏まえて逐次水質基準等の見直しを行っている。また、水道事業者等における水安全計画(※1)の策定や、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物の対策指針等に基づいた対策の徹底を促進するとともに、貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組みを促進している。 ※1 WHO(世界保健機関)では、食品製造分野で確立されているHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)の考え方を導入し、水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危機管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する「水安全計画」(Water Safety Plan:WSP)を提唱している。 ○ 水道水質検査の信頼性を確保するための取組として、水道事業者等や水道事業者等の委託を受けて水質検査を行う登録水質検査機関等に対して、水質検査の外部精度管理調査等を実施している。	
	【2. 危機管理への取組み】 ○ 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震の発生確率が高まっている状況等を踏まえ、これら災害により給水停止のおそれが高く、かつ重要度の高い浄水場(※2)等に対し、令和7年度までに以下の対策を実施することとした。 ※2 病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設で、2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場 ・ 自家発電設備の設置等の停電対策 ・ 土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策 ・ 防水扉の設置等の浸水対策 ・ 浄水場(供給能力ベース)、配水場(有効容量ベース)の耐震化 ・ 基幹管路の耐震化のペースの加速	
	【3. 水道法改正による制度的対応】 ○ 上記の課題に対応し水道の基盤強化を図るため、以下を主な内容とする「水道法の一部を改正する法律」(平成30年法律第92号。以下「改正水道法」という。)が令和元年10月1日に施行された。 ① 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進 (1) 給水需要の増加に合わせた水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に対応するため、国は基本方針を定める(水道の基盤を強化するための基本的な方針)。 (2) 水道事業は主に市町村が運営しており、小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携を推進するため、都道府県がその推進役としての責務を課し、そのために以下2点を措置。 ・ 関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、国が定める基本方針に基づき、水道基盤強化計画を定めることができる ・ 水道事業者等の間の広域的な連携推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置することができる ② 水道事業者等における適切な資産管理の推進 (1) 水道施設の健全度を把握する点検を含む維持・修繕の義務 ⇒ 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため (2) 水道を適切に管理するための台帳の整備を行うことの義務(令和4年9月30日までは適用しない) ⇒ 災害時の迅速な復旧作業のためには、水道施設データの整備が必要。また、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設更新(耐震化を含む。)が必要であるため。 (3) 長期的視点から水道施設の計画的更新、水道施設の更新に関する費用を含む収支見通しを作成・公表の努力義務 ⇒ 人口減少に伴う料金収入減少により水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者等が多いため。 ③ 官民連携の推進 (1) 多様な官民連携の選択肢の提示 ⇒ 従前よりコンセッション方式を導入可能だが、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受ける必要があった。これを地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ(※3)、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設。 ※3 水道事業の認可はあくまで地方公共団体が受けることとし、水道事業の最終責任は地方公共団体が担うことを堅持	
施策実現のための背景・課題	1	・ 全国的に水道の整備が進み(※4)、国民のほとんどが安全な水を安定して利用できる状況が達成されているが、依然として水源汚染リスク等が存在しており、リスクに対応した安全な水供給の確保が課題となっている。 ※4 令和元年度の水道普及率は98.1%である。 ・ また、安全な水供給の確保のためには、水道事業者によるリスクの把握と統合的アプローチによる水質管理が必要であるが、全水道事業者における水安全計画の策定率は増加傾向にはあるものの、43%(令和2年度)にとどまっている。
	2	・ 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇しており(※5)、水道施設の老朽化の進行が課題となっている。また、水道管路の耐震適合率は4割程度にとどまり(※6)、大規模災害時には断水が長期化するリスクを抱えており、耐震化の遅れが課題となっている。 ※5 令和元年度で19.1% ※6 令和元年度末時点における基幹的な水道管の耐震適合率は全国平均で40.9%である。
	3	・ 水道事業は主に市町村単位で経営されており、小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理(※7)や危機管理対応に支障が生じている。人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できない、団塊の世代の退職により職員数の減少のみならず、これまで培ってきた技術・ノウハウが喪失するおそれもある。このような環境の中で多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であり、持続可能な事業運営が課題となっている。 ※7 令和元年度のアセットマネジメント(資産管理)を実施している事業者は83.9%、結果を公表している事業者は26.1% ・ また、約2分の1の上水道事業者において給水原価が供給単価を上回っており、計画的な施設更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。計画的な施設更新のための備えが不足していることが課題となっている。 ・ 改正水道法の施行を踏まえ、広域連携や官民連携を推進するとともに、その前提として、水道事業者等のアセットマネジメントについて、実施率の引き上げ、精度の高い実施方法への移行、結果の公表率の引き上げを図る必要がある。

各課題に対応した 達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1	水の安全性の確保		安全な水供給のためには、水道事業者によるリスクの把握と統合的アプローチによる水質管理が求められているため。			
	(課題1)						
	目標2	災害に強い水道の確保		地震等の自然災害時や水質事故等の非常時においても、利用者への給水を確保できるよう、水道事業者等には基幹的な水道施設の強靱化や迅速な復旧体制が求められているため。			
	(課題2)						
	目標3	水道事業の持続性の確保		人口減少社会を迎え経営状況が悪化する中で、将来にわたり安全な水の安定供給を維持できるよう、水道事業の基盤強化が不可欠であるため。			
(課題3)							
施策の予算額・執行額等	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	30,105,532	55,694,424	50,311,953	30,164,896	27,162,849
		補正予算(b)	35,549,000	28,744,000	38,174,000	39,469,000	-
		繰越し等(c)	36,352,067	40,567,940	65,678,366	78,942,069	
		合計(a+b+c)	102,006,599	125,006,364	154,164,319	148,575,965	
	執行額(千円、d)		54,455,612	48,287,453	50,484,558	49,860,434	
	執行率(%、d/(a+b+c))		53.4%	38.6%	32.7%	33.6%	
施策に関係する内閣の重 要政策 (施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	新経済・財政再生計画 改革工程表2021			令和3年12月23日	・ 改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続することで公共施設等運営事業の着実な導入促進を図るとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討が進むよう支援する。 ・ 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、事業統合や経営の一体化、施設の共同化、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促すとともに、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。 ・ 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理(水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用)、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。		
	国土強靱化年次計画2021			令和3年6月17日	・ 水道事業者等における耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進する。		

達成目標1について		水の安全性の確保										
測定指標	指標1 地域水道ビジョンの策定状況 (アウトプット)	指標の選定理由	新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要である。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	水道事業ビジョン策定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html									
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値									
		平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		(△)		
		77.5%	－	100%	100%	100%	100%	100%				
			71.4%	77.5%	80.7%	83.2%	集計中 (R5年3月 目途公表予定)					
	指標2 水質基準適合率 (アウトカム) (「水道統計」(公益社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計)	指標の選定理由	・ 安全な水道水を継続的に供給することは重要な施策であり、水道法に基づく水道水の水質基準適合率は当該施策の達成状況を表現する最も確な指標であると考えている。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 指標である水質基準適合率は、ここ数年間高い値で推移しているが、水道施設の著しい老朽化の進行や、気候変動による豪雨や渇水の頻度の経年的な増加により、今後も、より困難さが伴う条件下で高い水準の指標値を維持していくことは容易ではない。このため、引き続き水質基準適合率を測定指標とする。 (参考)水質基準適合率 平成27年度:100%、平成28年度:100%									
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値									
		平成16年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度	○	(○)		
		99.9%	100%	100%	100%	100%	100%	100%				
			100%	100%	100%	集計中 (R4年12月 目途公表予定)	集計中 (R5年12月 目途公表予定)					
	指標3 水安全計画策定率 (アウトカム)	指標の選定理由	水源から給水栓までの統合的アプローチによる水質管理手法については、水道事業者等の間での普及が十分に進んでいないが、安全な水供給の確保のために必要であるため指標として選定した。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値については当面の目標として50%に設定した。 (参考)平成27年度:21%、平成28年度:25%									
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値									
		平成24年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		(△)		
		11%	50%	50%	50%	50%	50%	50%				
			31.0%	36.0%	40.5%	42.9%	集計中 (R4年12月 目途公表予定)					

達成目標2について		災害に強い水道の確保										
測定指標	指標4 地域水道ビジョンの策定状況 (アウトプット)	指標の選定理由	新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要である。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	水道事業ビジョン策定状況 URL： http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html									
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値									
		平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		(△)		
		77.5%	－	100%	100%	100%	100%	100%				
			71.4%	77.5%	80.7%	83.2%	集計中 (R5年3月 目途公表予定)					
	指標5 基幹管路の耐震適合率 (アウトカム) (「水道統計」(公益社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計)	指標の選定理由	基幹管路の耐震適合率は、全ての水道事業者等において、水道施設の耐震化の状況を端的に把握することができる指標として選定									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	本指標については、国土強靱化年次計画2021のKPIとして設定し、令和10年度に60%を目標値としている。 (参考)基幹管路の耐震適合率 平成27年度：37.2%、平成28年度：38.7%									
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値									
		平成24年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和10年度	○	(△)		
		34%	41.8%	43.4%	45.1%	46.7%	48.4%	60%				
			39.3%	40.3%	40.9%	40.7%	集計中 (R5年2月 目途公表予定)					

達成目標3について		水道事業の持続性の確保										
測定指標	指標6 地域水道ビジョンの策定状況 (アウトプット)	指標の選定理由	新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要である。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	水道事業ビジョン策定状況 URL： http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html									
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値									
		平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	(△)		
		77.5%	－	100%	100%	100%	100%	100%				
			71.4%	77.5%	80.7%	83.2%	集計中 (R5年3月 目途公表予定)					
	指標7 広域連携に取り組むこととした市町村数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由	給水人口や給水量が減少した状況下においても、地域の主要な水道事業者を中核に事業者間の広域化等の連携が実現し、へき地や島しょ地域の水道を含め経営的、技術的に持続可能な運営体制の構築が求められていることから、広域連携に取り組む市町村数を測定指標として選定した。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定									
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値									
		－	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	○	(○)		
		－	－	－	－	597団体	623団体	650団体				
			324団体	545団体	571団体	647団体	集計中 (R4年11月 目途公表予定)					
	指標8 システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由	【改正水道法施行関連：広域連携】 ・ 広域連携は、経営面でのスケールメリットの創出等につながることから、水道の基盤強化を図るための有力な方策の一つである。 ・ そのため、平成30年12月に成立した改正水道法においては、都道府県は、広域連携の推進も含め、水道事業の基盤強化を図るための水道基盤強化計画を策定することとされている。 ・ また、総務省と厚生労働省は、水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容等を定める「水道広域化推進プラン」を令和4年度までに策定するよう、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」(平成31年3月29日)等により全都道府県に対して要請しているところである。 ・ また、現在多くの水道事業者等におけるシステム機器の構成は、業務システムごとに独立しており、異なるシステム間でデータを自由に流通させることが困難となっており、ベンダやシステムごとに管理するデータの項目、形式が異なるため、データ連携が困難になっている。 ・ 水道事業の運営基盤の強化を図るためには、広域化とともに効率化を図ることも求められていることから、システム強化を含むデジタル化の推進に関する事項を測定指標として選定した。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定									
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値									
		－	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	47都道府県	×		
		－	－	－	4団体	5団体	8団体	47都道府県				
			－	－	4団体	5団体	5団体					

測定指標	指標9 水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由	【改正水道法施行関連：資産管理】 ・ 水道施設の点検・維持管理面は人の手に大きく依存しているため、離島や山間・豪雪地域といった地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には多くの時間と費用を要しているほか、災害時には漏水箇所の特定に時間を要するなど、効率的な事業運営や緊急時の迅速な復旧が課題となっている。 ・ このため、CPS/IoTによる先端技術を活用することで、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれ、水道事業の運営基盤強化につながるものと考えられる。 ・ 水道情報活用システムは、水道事業者が有する水道に関する設備・機器に係る情報や、事務系システムが取り扱うデータを活用して、監視や水運用、台帳管理などのアプリケーションにより、水道事業者が必要なデータを容易に参照、利活用することが可能となるシステムであり、当該システム等を活用した台帳データの整備は水道事業の運営基盤強化につながると考えられるため、測定指標として選定した。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度		(○)		
		-	-	-	89%	90%	92%	100%				
			84.4%	86.6%	89.2%	90.5%	集計中 (R5年3月 目途公表予定)					
	指標10 地方公共団体における今後の経営のあり方の検討(運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む)を促した件数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由	【改正水道法施行関連：広域連携・官民連携】 ・ 広域連携及び官民連携への取り組みは、水道の運営基盤強化を図るための重要な手法であり、地域の実情に応じた適切な形態で実施されることが重要。 ・ PPP/PFIアクションプラン(令和2年度改訂版)において、「地方公共団体において今後の経営のあり方の検討(運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む)が令和3年度末までに少なくとも30件行われるよう促す」こととされていることから測定指標として選定。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		◎		
		-	-	-	-	15件	30件	30件				
			-	-	-	21件	39件					

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第12回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和4年8月25日開催)で議論いただいたところ、以下の2点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような検討・確認を行った。
	【長期的なアウトカムに至るまでの短期・中期アウトカム又はアウトプットの設定(指標5)について】 ① 老朽化している水道管の耐震化が遅れていることは極めて大きな問題である。そのため、指標5の基幹管路の耐震適合率を上げるという長期的なアウトカムを達成するために必要となる要素(取組)を中間指標(短期・中期のアウトカム、アウトプット)として設定してはどうか。 ⇒ 指標5の基幹管路の耐震適合率については、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、令和7年の達成目標を54%としており、これを中間目標として、引き続き、基幹管路の耐震化を推進していく。
	【その他】 ② 水道料金について、所得によって、傾斜配分の料金になっているのか。ライフラインであるため、整備は必須であると考える。 ⇒ 水道事業は地方公営企業として、主に市町村ごとに独立採算で経営されており、水道料金については、各市町村等の水道事業者が、条例に基づき定めることとされている。水道料金の多くは、基本料金と従量料金に区分され、口径別又は用途別等の料金体系となっている。なお、多くの水道事業者において、生活保護世帯や障害者世帯への水道料金減免が行われていると承知している。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④【進展が大きくない】
	総合判定	(判定結果) B【達成に向けて進展あり】
		(判定理由)
		・ 指標1、指標4及び指標6(地域水道ビジョンの策定状況)は、令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度から令和2年度までの増加傾向(年平均4.1%増)と直近の実績値である令和2年度実績値が83.2%であることを踏まえると、令和3年度実績値は100%には届かない見込みだが、80%以上ではあるため、指標の達成区分としては、「(△):概ね達成見込み」と判断した。
		・ 指標2(水質基準適合率)については、令和2年度及び令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度～令和元年度まで毎年度100%であることから、令和2年度及び令和3年度も特段の事情がない限り、目標値である100%を達成すると見込まれることから、指標の達成区分としては、「(○):目標達成見込み」と判断した。
		・ 指標3(水安全計画策定率)については、令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度から令和2年度までの増加傾向(年平均4%増)と直近の実績値である令和2年度実績値が43%であることを踏まえると、令和3年度実績値は50%には届かない見込みだが、既に40%は上回っており、達成率は80%以上となるため、指標の達成区分としては、「(△):概ね達成見込み」と判断した。
		・ 指標5(基幹管路の耐震適合率)については、令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度から令和2年度までの推移は、微増傾向にとどまり、目標値に対する達成率は平成29年度以降減少傾向にある(※1)。 ※1 平成29年度:94.0%、平成30年度:92.9%、令和元年度:90.7%、令和2年度:87.2%
		・ ただし、毎年度達成率は80%を超えており、令和3年度目標値の80%水準である38.7%は平成28年度に既に達成していることから、指標の達成区分としては、「(△):概ね達成見込み」と判断した。
		・ 指標7(広域連携に取り組むこととした市町村数)については、令和3年度実績値は集計中であるが、令和2年度実績値(647団体)が令和3年度目標値(623団体)を既に上回っていることから、令和3年度の指標の達成区分としては、「(○):目標達成見込み」と判断した。
		・ 指標8(システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数)については、令和3年度実績値は前年度から横ばいにとどまり、達成度は64.7%(<80%)であるため、指標の達成区分としては、「×:未達成」と判断した。
	施策の分析 (有効性の評価)	・ 指標9(水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合)については、令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度から令和2年度までの増加傾向(年平均2.0%増)と直近の実績値である令和2年度実績値が90.5%であることを踏まえると、令和3年度実績値は目標値である92%に到達すると見込まれるため、指標の達成区分としては、「(○):目標達成見込み」と判断した。
		・ 指標10(地方公共団体における今後の経営のあり方の検討を促した件数)については、令和3年度の達成率は130%であることから、指標の達成区分としては、「◎:目標を大幅に上回る」と判断した。
		・ 以上より、主要な測定指標以外の一部の測定指標(指標8)の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標(指標2、指標5及び指標6)の達成状況の「○」が半数未満(指標2のみ)であるため、判定ルールに則り、④(進展が大きくない)、B(達成に向けて進展あり)となる。
		(有効性の評価)
		【達成目標1:水の安全性の確保】
		・ 達成目標1の主要な指標である、指標2(水質基準適合率)は、平成27年度～令和元年度まで毎年度100%を維持しており、水の安全性は確保されていると考えられる。
		・ 厚生労働省では、水道水質事故にみられるような水源地への工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、WHOが提唱している「水安全計画」の策定を推奨している。
		・ しかし、指標3(水安全計画策定率)は、目標値である50%に届かない見込みである。水安全計画の策定が進まない理由としては、人手不足、他の検討事項を先行、認知不足、策定手順の複雑さ等が考えられる。
		・ 水道事業者は中小規模の事業者が多くを占める中で、安全な水供給のための施設や管理方法の検討にあたり、水源リスクを把握することが必要であるが、リスク把握や水安全計画策定の負担感が大きいために、策定率がやや停滞している状況にある。
		・ 指標1(地域水道ビジョンの策定状況)については、達成目標3の主要な指標(指標6)であるため、達成目標3の有効性の評価部分に記載。
	施策の分析 (有効性の評価)	【達成目標2:災害に強い水道の確保】
		・ 指標5(基幹管路(※2)の耐震適合率)については、令和2年度時点で40.7%(前年度比0.2%減)であり、依然として十分に耐震化が進んでいるとは言えない状況である。 ※2 基幹管路とは、導水管、送水管及び配水本管を指す。
		・ 令和3年度は、広域連携の推進により簡易水道事業が統合されたことなどに伴い、耐震適合性のない管路が増加したことが影響し、割合が減少しているが、耐震適合性がある管の延長は前年度比で1,805km増加している。
		・ 引き続き、水道施設の耐震化の取組みを加速させる必要がある。
		・ 指標4(地域水道ビジョンの策定状況)については、達成目標3の主要な指標(指標6)であるため、達成目標3の有効性の評価部分に記載。

評価結果と 今後の方向性	施策の分析 (有効性の評価)	【達成目標3:水道事業の持続性の確保】 (地域水道ビジョンの策定:指標1、指標4、指標6) ・ 水道事業等は、施設の大規模な更新が必要となる中で、安全・快適な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上など、水道が直面する課題に適切に対処していくために、自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが求められるとともに、給水区域の住民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任がある。 ・ そのため、水道事業者等に自らの水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)の作成を奨励している。 ・ 水道事業ビジョンの策定(改定)にあたっては、厚生労働省で作成した「水道事業ビジョン作成の手引き」を参考にするとともに、同手引きにおいて、課題解決のための基本的な取組として、施設の再構築等を考慮した「アセットマネジメント」の実施、「水安全計画」及び「耐震化計画」の策定を必須事項とし、これらの戦略的アプローチとして、水道事業における体制強化を図ることとしている。 ・ 水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)が進み、各水道事業者等が自らのビジョンに基づく取組を進めることで、安全な水の供給、災害に強い水道、水道事業の持続性のいずれにも資するものである。 ・ 水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)の策定割合は上昇傾向にあるものの、直近実績値(令和2年度:83.2%)では80%台まで達していることから、安全な水の供給、災害に強い水道、水道事業の持続性に寄与していると考えられる。 ・ ただし、未だビジョンを作成していない水道事業者等も15%程度存在することから、早急にこれらの事業者がビジョンを作成するよう促す必要がある。
		(広域連携等)指標7、指標10 ・ 人的体制や財政基礎が脆弱な中小規模の水道事業者においては、単独で事業の基盤強化を図り、将来にわたり持続可能な水道事業を運営することが困難となりつつあるため、職員確保や経営面でのメリット、施設の統廃合・共同化等につながる広域連携の手法を活用することが有効である。 ・ そのため、厚生労働省では、各都道府県に対して、令和4年度末までに水道広域化推進プランの策定を要請している。 ・ こうした中で、広域連携に取り組むこととした市町村数が、直近の令和2年度実績値で令和4年度の目標値(650団体)に対し99%と高い水準となっていることは、水道事業の基盤強化、持続性の確保に資するものである。 ・ また、広域連携には、事業統合、経営の一体化、管理の一体化(水質検査の共同委託等)、施設の共同化(浄水場の共同設置等)のほか、事務代行や技術支援といった様々な形態があり、指標10の令和3年度実績値で高い割合で、地域の実情に応じた経営のあり方の検討が進んでいることがうかがえ、水道事業の基盤強化、持続性の確保に有効に寄与している。
		(システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランの策定)指標8 ・ 水道事業において通常利用されている当該水道事業者等・水道施設別に構築されたものとなっているシステム間のデータ流通性は高くなく、データ利用は各システム内で完結しており、データ利活用も限定的な状況である(ベンダーロックイン)。 ・ 広域連携の一環としてシステムの共同化を図ることは、効率的な事業運営に資するものであり、策定済みの5団体の他、現在策定中の42団体についてもシステム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定中であり、広域連携の取組に有効に寄与している。
	施策の分析 (効率性の評価)	(水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等の割合)指標9 ・ 水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した水道施設台帳を整備しておくことは、水道施設の適切な維持管理・更新を行う上で必要不可欠であるとともに、災害時等の危機管理体制の強化や、水道事業者等の間での広域連携・官民連携を行うための基礎情報ともなる。 ・ そのため、水道法では、水道事業者等に対し、水道施設台帳の作成・保管を令和4年10月1日から義務付けることとしている。また、電子化した台帳整備の支援として、ガイドラインを作成するとともに、財政支援制度を設けている。 ・ 水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等の割合は、実績値が判明している直近年度の令和2年度で90.5%で、現状の年平均2%増を維持できれば、令和7年度に100%という目標の達成も見込まれることから、水道施設台帳の整備や電子化に向けた取組が有効に寄与している。
		(効率性の評価) ・ 水道施設整備に係る予算について、地方自治体の厳しい財政状況や入札不調等により、必ずしも計画通りに執行できなかった事例があり、執行率が低い水準となっている一方で、予算を翌年度に繰り越して執行する場合も多く、予算額から翌年度への繰越額を除いて執行率を算出した場合、平成30年度～令和3年度でそれぞれ89%、81%、67%、57%となっている。 ・ 水道施設の災害対策や水道管の耐震化対策等、事業者からのニーズが高い対策を支援するなど、補助対象事業の拡充を行いつつ、執行率の改善に取り組んでいる。 ・ 一方で、指標8を除いて、目標を達成又は概ね達成していることから、効率的に各種取組を実施していると考えられる。

評価結果と 今後の方向性	施策の分析 (現状分析)	(現状分析)
		【達成目標1:水の安全性の確保】 ・ 水道に水質基準については、水道法第4条に基づく「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)により、項目とその基準値が定められている。 ・ 水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきであり、厚生労働省では、水質基準逐次改正検討会を実施し、必要な知見の収集及び調査研究を実施し、継続的に検討を進めている。令和3年度は、5項目について見直しを行い、令和4年4月1日から新たな水質基準が施行されている。 ・ その上で、指標2(水質基準の適合率)は、近年100%を維持しており、今後も科学的な知見に基づく水質基準等の適時適切な見直しと、当該水質基準への適合率100%を堅持していく。
		・ 水安全計画の策定促進のため、平成27年6月には、比較的容易に水安全計画を策定できるよう、中小規模の水道事業者等の使用を念頭に「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開発・公開している。 ・ また、令和3年度には、水安全計画策定の支援に資する資料として、新たに策定意義やQ&Aを整理したほか、解説動画を作成しており、厚生労働省のホームページに掲載している。 ・ 未策定の水道事業者等が、これらの資料も参考にできるだけ早期に水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水の確保に向けた検討を進めていただくよう、求めている。
		【達成目標2:災害に強い水道の確保】 ・ 基幹管路の耐震適合率(指標5)については、耐震化が進んでいるとは言えない状況であり、基幹管路だけでなく、浄水施設や配水池についても耐震化を進めていく必要がある。配水池は、単独での改修が比較的行いやすいため、令和2年度の耐震化適合率は60.8%と基幹管路よりも高い水準となっている。 ・ 一方で、浄水施設は、処理系統の全てを耐震化するには施設停止が必要で改修が難しい場合が多いため、基幹管路や配水池に比べて耐震化が進んでおらず、令和2年度の耐震化適合率は38.0%である。 ・ また、水道施設の耐震化の状況は事業者間でも大きな差があり、特に、中小水道事業者の耐震化の状況が低く、水道施設の耐震化を全国的に進めていくためには、中小水道事業者の底上げが必要である。 ・ 厚生労働省では、水道事業者等がそれぞれの水道の状況に応じて計画的に耐震化対策を推進する上で活用できるよう「水道の耐震化計画等策定指針」を取りまとめ、水道事業者の耐震化計画の策定支援を行っている。 ・ また、「水道の耐震化計画策定指針・資料編」、「水道の耐震化計画策定ツールの解説と計画事例」及び「水道の耐震化計画策定ツール(簡易ソフト)」、病院等の重要給水施設に至る管路の耐震化にかかる「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」を提供している。 ・ こうした支援により、水道事業全体の耐震化計画策定率は徐々に伸びているものの、中小水道事業体を中心に耐震化計画策定率は低い状況にあり、策定率向上に向けた支援を継続する必要がある。
		【達成目標3:水道事業の持続性の確保】 (地域水道ビジョンの策定)指標1、指標4、指標6 ・ 水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)を現時点でも策定していない水道事業者等に対して、都道府県を通じて、作成を促すとともに、既に作成済みの水道事業者等においても、現状との乖離がある場合や「新水道ビジョン」を踏まえて見直しが必要が必要な場合は、適宜ビジョンの見直しを行い、改定を行うよう周知・要請を行う必要がある。
		(広域連携等)指標7、指標10 ・ 都道府県に対し、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請しているが、同プランには以下の事項が記載される。 ① 水道事業者ごとの経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等)に係る現状と将来の見通し ② 広域化のパターンごとの①の項目についての将来見通しのシミュレーションと、広域化の効果 ③ 今後の広域化に係る推進方針等(当面の具体的な内容とスケジュール) ・ プラン策定等にあたり、参考となるマニュアルを示しているほか、プラン策定に要する経費について、「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象とするとともに、地方負担額について、令和元年度から令和4年度までの間、普通交付税措置を講じている。 ・ R3年度末時点の都道府県におけるプラン策定状況は、策定済みが5団体、策定中が42団体となっている。 ・ 水道事業者である市町村等で、都道府県とともにプランを踏まえて、水道事業の広域化に取り組むことが求められている中で、令和2年度時点で目標値の99%の市町村で広域連携に取り組んでいる。水道基盤の強化を見据えた広域化は今後も一層推進する必要がある。
		(システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランの策定)指標8 ・ 水道施設の点検・維持管理面は人の手に大きく依存しているが、デジタル化の推進によって、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、ビックデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断等の付加効果の創出が見込まれる。 ・ そのため、水道事業の運営基盤強化にも寄与すると考えられるデジタル化の推進を財政的に支援(モデル事業)しており、令和3年度のモデル事業の採択事業者は18事業者である。 ・ また、水道情報活用システムを導入した業務効率化や管理の高度化を目指す水道事業者等への財政支援を行ってきたが、策定済みの5団体の他、現在策定中の42団体についてもシステム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定中である。

評価結果と 今後の方向性	施策の分析 (現状分析)	(水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等の割合)指標9 - 水道施設台帳の作成・保管が令和4年10月から義務化されることに向け、都道府県を通じて、水道事業者等に対して、水道施設台帳の整備を求めてきた。 - 同時に、長期的な資産管理を効率的に行う観点から台帳の電子化に努めるよう推奨しており、管路の情報管理についてマッピングシステムを整備している水道事業者は令和2年度末時点で約90%。 - ただし、給水人口が5千人未満の水道事業者の整備状況は約69%にとどまり、給水人口が少ない事業者ほど、マッピングシステム管理が遅れている状況にある。				
	次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 【達成目標1:水の安全性の確保】 - 引き続き、最新の科学的知見を反映した水質基準基準等となるよう、必要な知見の収集及び調査研究を実施していくとともに、水質基準適合率100%を維持できるよう、水質検査の信頼性確保や水道水質の向上を図っていく。 ・ 水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものであり、水源のリスク把握はもとより、把握したリスクに対応した施設・体制であることの確認、関係マニュアル類の見直し事項や施設整備の必要事項を抽出することが可能となるものである。 ・ そのため、水安全計画策定率(指標3)が早期に50%となるよう、未策定の水道事業者等への支援を行っていく。 【達成目標2:災害に強い水道の確保】 - 南海トラフ地震や首都直下実施など、発生が想定される大規模自然災害に対して、強靱な国づくりに関する取組として、政府全体で、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定。平成30年12月14日閣議決定により見直し。以下「基本計画」という。)が策定されており、基本計画に基づき年次計画が策定されている。 - 水道においては、基幹管路の耐震適合率を令和10年度末までに60%以上とすることを中長期の目標としている。 ・ また、令和2年12月に政府全体で取りまとめた、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年加速化対策」という。)では、令和3年度から令和7年度までを、事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間として定めている。 ・ 5か年加速化対策では、基幹管路の耐震適合率を令和7年度までに54%以上、令和10年度末までに60%以上に引き上げる目標を達成するために、基幹管路の耐震化のペースを約2,000km/年に加速化した状態を維持するとともに、浄水場・配水場の耐震化率を令和7年度までにそれぞれ41%、70%以上に引き上げることとしている。 ・ 5か年加速化対策の推進を図るため、令和3年度補正予算について、水道事業者等に対する財政支援の拡充及び必要な予算の計上を図るなどの支援を行っており、今後も上記の目標達成に向け、対策を進めていく。 【達成目標3:水道事業の持続性の確保】 (広域連携等) - 水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容等を記載するものであり、各都道府県において、各市町村、水道事業者等と連携しつつ、令和4年度末までに策定・公表されるよう、要請していく。 - また、水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費について、令和4年度は地方財政措置を講じており、財政的支援を通じて、広域化に取り組む水道事業者等への支援を継続していく。 - なお、指標10(地方公共団体における今後の経営のあり方の検討を令和3年度末までに少なくとも30件行われるよう促す)については、令和3年度も目標を達成したため、今後は測定指標から削除することも含め検討する。 (システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランの策定) - 令和4年度末までに47都道府県で策定されることを要請している水道広域化推進プランに、デジタル化の推進に関する事項が盛り込まれるよう、水道広域化推進プランの策定に係る財政支援や技術支援の他、都道府県への進捗状況等のフォローアップ等を実施していく。 (水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等の割合) - 国土強靱化年次計画2021において、令和7年度までに、水道施設(管路のみ)平面図のデジタル化率を100%に引き上げる目標値が掲げられていることも踏まえ、水道施設台帳の電子化を一層進めて行く。				
参考・関連資料等	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332AC00000000177 国土強靱化年次計画2021 URL: https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/nenjikeikaku2021_02.pdf 新経済・財政再生計画 改革工程表2021 URL: https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2021/1223/shiryo_03-2.pdf PPP/PFIアクションプラン(令和2年度改訂版) URL: https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r2.html 水道事業ビジョン策定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html 令和2年度都道府県別水安全計画策定状況 URL: https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000908113.pdf 関連事業の行政事業レビューシート URL: https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_2-2-1_saisyu.html 厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-seisakuhyouka_129244.html 厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL: https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html#kihon-jisshi					
担当部局名	医薬・生活衛生局 水道課	作成責任者名	水道課長 名倉 良雄	政策評価実施時期	令和4年8月	